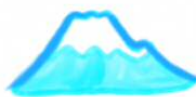


ふじし  
富士市のこどもの

けんり まも  
「権利」を守る

む  
ルールづくりに向けて

みんなで一緒に考えよう！



けんり ことば  
「権利」って言葉は「あたりまえ  
のこと」って意味なんだよ。

いま ふじし ふじし す かしょう  
今、富士市では、富士市のこどもが“のびのび” “いきいき” 過ごせるように、「(仮称)  
ふじし けんりじょうれい  
富士市こどもの権利条例」をつくろうとしています。

い けんり そだ けんり まも けんり さんか けんり  
こどもには、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」があり  
ます。権利とは、“のびのび” “いきいき” 過ごすための「あたりまえのこと」です。

じょうれい まち いけん おお  
条例(街のルール)をつくるためには、おとなの意見ばかりでなく、多くのこどものみなさ  
んの声がとても大切であると考えます。

しあわ す いっしょ かんが  
こどもが幸せに過ごすための「あたりまえ」について、一緒に考えてみませんか？

き しあわ  
聴かせてください。あなたにとって「あたりまえ」の幸せ。

インターネットでも！！

きにゆうれい まいにち なか はん た  
記入例：・毎日、お腹いっぱいご飯が食べられること。  
ともだち じゆう あそ など  
・友達と自由に遊べること。等



しずおか電子申請サービス



富士市福祉こども部こども未来課こども政策担当(富士市役所4階)

電話：0545-55-2731 FAX：0545-55-2956

